生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第7号)新旧対照表

現行

第1条 略

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、生駒市職員定数条例(昭和42年4月生 駒市条例第4号)<u>第2条第1項第3号</u>に規定する教育委員会の事務部局の職員 をいう。

(職員の職)

第3条 生駒市教育委員会の事務局の職員の職の設置については、次のとおりとする。

区分	職
事務職員	部長、参事、次長、課長、所長、館長、 <u>主幹</u> 、分館長、
	室長、課長補佐、副所長、副館長、係長 <u>、副係長</u> 、指導
	主事、主査、主任、主事 <u>、副主事</u> 、事務員
技術職員	部長、参事、次長、課長、所長、館長、主幹、分館長、
	室長、課長補佐、副所長、副館長、係長、副係長、指導
	主事、主査、主任、主事、技師、副主事、副技師、技術
	員、栄養士
技能職員	主任、技能員

第1条 略

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、生駒市職員定数条例(昭和42年4月生 駒市条例第4号)<u>第2条第1項の表</u>に規定する教育委員会の事務部局の職員をいう。

改正案

(職員の職)

第3条 生駒市教育委員会の事務局の職員の職の設置については、次のとおりとする。

区分	職
事務職員	部長、参事、次長、課長、所長、館長、 <u>課課長</u> 、分館長、
	室長、課長補佐、副所長、副館長、主幹、係長、指導主
	事、主査、主任、主事、事務員
	部長、参事、次長、課長、所長、館長、 <u>課課長</u> 、分館長、 室長、課長補佐、副所長、副館長 <u>、主幹</u> 、係長、指導主 事、主査、主任、主事、技師、技術員、栄養士
技能職員	主任、技能員